

韓国農林畜産食品部プレス（2019年5月22日11時00分付け）

**農食品部・環境部、食品残渣給与養豚農家、アフリカ豚コレラ（ASF）予防共同対応  
=豚農場担当官制度施行、食品残渣給与終了時まで合同指導・点検の実施=**

<http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QE8JTJGYmJzJTJGbWFmcmEIMkY2OCUyRjMyMDU0NCUyRmFydGNsVmllldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2cmdzRW5kZGVtdHllM0QlMjZwYWdlJTNEOSUyNmJic09wZW5XcmRTZXEIM0QlMjZyZ3NCZ25kZVN0ciUzRCUyNnNyY2hXcmQlM0QlMjZwYXNzd29yZCUzRCUyNnNyY2hDb2x1bW4lM0QlMjZyb3clM0QxMCUyNg%3D%3D>

（以下、機械翻訳などによる仮訳）

〈主な内容〉

◇農林畜産食品部と環境部は、中国などの周辺国でアフリカ豚コレラ（ASF）が拡大し、国内への侵入のリスクが上昇していることを受け、食品残渣給与養豚農家の防疫管理を強化するため、合同で「食品残渣給与養豚農家担当官制度」を施行する。

◇推進の概要

○（実施時期）'19年5月から

○（管理対象）食品残渣給与養豚農家 257 農家（直接処理 173 戸、企業における処理 84 戸）

○（担当官指定）食品残渣給与養豚農家管理（現行）農食品部、自治体→（強化）農食品部、環境部、地方自治体公務員 3 人を担当官に指定・管理

○（点検方式）月 2 回、直接農場訪問指導・点検、毎週電話、または管理カードなど（農家別管理カードの作成管理）

○（点検事項） i）食品残渣給与の熱処理設備が正常に稼動するかどうか、 ii）食品残渣給与時の処理が適正（80℃、30 分）か、 iii）毎日の臨床症状の観察と早期申告など防疫指導

□ 農林畜産食品部（長官イゲホ、以下農食品部）と環境部（長官ジョミョンレ）は、アフリカ豚コレラ（以下 ASF）の予防のために、全国の食品残渣給与養豚農家（257 戸）について合同で農場ごとに担当して管理する「食品残渣給与養豚農家担当制度」を強化して実施する。

○ これまで農食品部と環境部は、食品残渣が、アフリカ豚コレラ発生の主要な危険因子で見て、養豚農家（※）が食品残渣給与時の適正熱処理のガイドラインに準拠しているかどうか、各省庁が指導・点検を実施してきた。

（※）食品残渣給与養豚農家：総 257 戸（直接処理 173 戸、企業の処理 84 戸）

○ しかし、周辺国の ASF 拡大は深刻で、海外旅行者の携帯畜産物から ASF ウイルス遺伝子検出（※）が続いている。

－農場単位の防疫管理を強化するために二つの省庁が合同（※※）に担当官制を施行することにした。

（※）携帯畜産物遺伝子の検出：17 件（ソーセージ 9、スンデ 4、餃子 1、ハンバーガー 1、

スモーク豚肉 1、ピザ 1)

(※※) 官制施行：(現行) 農食品部、自治体→(強化) 農食品部、環境部、自治体合同

- 農食品部と環境部は、食品残渣を豚に直接給与することを禁止する廃棄物管理法施行規則の改正(※)と同時に、これらの農家の管理カードを作成して、食品残渣給餌を停止するまで継続的に指導・監督していく計画である。

(※) 廃棄物管理法施行規則の一部改正案の立法予告('19年5月13日、40日間)

- 特に、環境部は「廃棄物管理法施行規則」改正前でも、食品残渣給与養豚農家と多く排出事業場を対象に懇談会(※)を実施して、食品残渣を豚に給与することを自制するよう要請する計画だ。

(※) 食品残渣給与養豚農家懇談会(5.24)、多量排出事業場懇談会(5.28)

- 合同担当官は、農家を直接訪問(月2回以上)して熱処理設備が正常稼働するかどうか、熱処理(80°C、30分)ができていないか、消毒などを防疫措置について点検を実施し、充分でない農家に対しては告発措置と罰金(※)が課せられる。

(※) 食品残渣を再利用する場合、廃棄物処理申告(違反時2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金)、熱処理(違反時1千万ウォン以下過料)、廃棄物管理法

- 農食品部は周辺国でASFが継続的に拡大し、国内流入が懸念される厳しい状況であることに基づいて、ASFの国内侵入防止のため、環境部などの関連機関と政府の予防対策に総力を尽くしていく計画である。

- 中国など発生国からの就航路線に探知犬集中投入、税関の合同X-Ray検査を強化し、違法携帯畜産物持ち込み禁止事前広報(過料引き上げ、最高1,000万円)、食品残渣給与養豚農家集中管理、野生イノシシ死体の早期申告システム構築など防疫管理を実施する。

- 農食品部は、中国とベトナムに渡航する国内養豚業、飼料製造業などの畜産関係者に往来を自制し、やむなく訪問した場合、5日間の養豚農家の出入りや養豚業関係者との接触を禁止するよう要請した。

- 特に、養豚農家は「自分の農場は自分が守る」という信念のもとに、アフリカ豚コレラ侵入要因である汚染された飲食物の持ち込み禁止、外国人労働者の管理徹底、発生国への旅行自制などの防疫措置を徹底し、

-畜舎内外消毒実施、農場出入り車両と出入りの制限など侵入防止を徹底し、豚が発熱や急死などのアフリカ豚コレラ疑い事例発見時には防疫機関に速やかに報告するよう要請した。